平成 2 1 年

第2回市議会定例会 議案第8号

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する 条例の制定について

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例 次に掲げる条例の規定中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行 う者もしくは里親」に改める。

- (1) 函館市重度心身障害者医療費助成条例(昭和48年函館市条例第12号)第3条第1項第3号
- (2) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例第 13号)第3条第1項第3号
- (3) 函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号)第3条第1項第2号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (提案理由)

小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者を助成の対象 者としないこととするため